

検査費用助成の手順

フォローアップの対象者が医療機関において初回精密検査または定期検査を受診し、医療保険各法等の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を助成する。
なお、助成回数は、初回精密検査は1回、定期検査は年2回とする。

1 対象者

(1) 初回精密検査

以下のすべての要件に該当する者

- ・ 医療保険各法等の規定による被保険者
又は 被扶養者
- ・ 1年以内に保健所または市町村の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者
- ・ フォローアップ同意者
※市町村の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者は、市町村での同意を得た者

(2) 定期検査

以下のすべての要件に該当する者

- ・ 医療保険各法等の規定による被保険者 又は 被扶養者
- ・ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者
(治療後の経過観察も含む)
- ・ 住民税非課税世帯に属する者(無償) 又は 市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者(※)
(※) 自己負担あり(1回につき)
慢性肝炎 2,000円、肝硬変・肝がん 3,000円
- ・ フォローアップ同意者
※市町村の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者は、市町村での同意を得た者
- ・ 肝炎治療助成事業の受給者証の交付を受けていない者

県民への周知、県又は市町村のフォローアップ時の案内、
受診医療機関等からの周知

2 費用の請求

費用を請求する者は、各保健所の窓口へ提出し、保健所は請求者の書類の内容を確認審査した後、受付をし、県健康増進課へ書類を進達する。

フォローアップとして、費用請求のあった陽性者に対し、
治療状況の確認を行う

(1) 初回精密検査費用請求に必要な書類

- ・ 肝炎検査費用請求書(様式3)
- ・ 医療機関の領収書及び診療明細書
- ・ 肝炎ウイルス検査結果通知書
- ・ フォローアップの同意書

(2) 定期検査費用請求に必要な書類

- ・ 肝炎検査費用請求書(様式3)
- ・ 医療機関の領収書及び診療明細書
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 世帯全員の住民税非課税証明書(非課税世帯) 又は 市町村民税の課税年額を証する書類(低所得世帯)(及び必要に応じ市町村民税合算対象除外希望申請書)
- ・ 医師の診断書(様式4)
※2回目以降の請求で、前回の診断書提出時から病態に変化がない場合は添付を省略することができる
- ・ フォローアップの同意書

3 費用の支払い

県健康増進課は保健所から提出のあった書類について内容を審査の上、支払額を決定し、請求のあった指定の口座に支払う。請求者に対しては、償還払いとして支払う。